

都道府県中学校体育連盟会長様
(公財)日本中体連競技部長様
関係各位

(公財)日本中学校体育連盟
会長 青海 正
(公印省略)

令和7年度全国中学校体育大会

地域クラブ活動の参加資格の特例競技部細則

令和7年度全国中学校体育大会地域クラブ活動の参加資格の特例における競技部細則です。

競技部	細則
1 陸上競技(駅伝)	<p>特例として「全日本中学校陸上競技選手権大会参加の特例細則」及び「全国中学校駅伝競走大会参加の特例細則」を追加する。</p> <p>1 全日本中学校陸上競技選手権大会参加の特例細則</p> <p>在籍している学校の所属、または日本陸上競技連盟に登録をしている地域クラブ活動の所属からのいずれかで参加できる。いずれの場合も、在籍している学校が所在する都道府県より、標準記録突破指定大会、全日本中学校陸上競技選手権大会に、参加する(標準記録突破指定大会の参加資格は各都道府県中学校体育連盟が定める)。ただし、以下(※)に該当する地域クラブ活動についてはこの限りではない。リレーは、「地域移行モデル地区や自治体主導で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動」、または、「地域移行の受け皿となっている地域クラブ活動」で参加することができる。ただし、複数の中学校から選手を選抜等によって編成されたチームは除く。または、登録メンバー全員が同一学校に在籍している場合に限り、地域クラブ活動の所属で参加することができる。複数の種目(リレーを含む)に出場する場合、種目によって異なる所属から出場することはできない。</p> <p>(※)以下の2つの要件を満たす場合は、地域クラブ活動の登録所在地の都道府県より参加することができる。</p> <p>(1)「地域移行モデル地区や自治体主導で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動」又は「地域移行の受け皿となっている地域クラブ活動」に在籍している場合。</p> <p>(2)在籍している学校に希望する部活動がないこと等の場合において、都道府県中学校体育連盟が都道府県をまたいだ大会参加を認めている場合。</p> <p>2 全国中学校駅伝競走大会参加の特例細則</p> <p>在籍している学校の所属、または日本陸上競技連盟に登録をしている「地域移行モデル地区や自治体主導で地域移行を進めるた</p>

	<p>めに発足した地域クラブ活動」、「地域移行の受け皿となっている地域クラブ活動」のいずれかの地域クラブ活動の所属から参加できる「複数の中学校から選手を選抜等によって編成されたチームは除く)。いずれの場合も、在籍している学校が所在する都道府県より参加する。ただし、在籍している学校に希望する部活動がないこと等の場合において、都道府県中学校体育連盟が都道府県をまたいだ大会参加を認めている場合は、地域クラブ活動の登録所在地の都道府県より参加することができる。または、登録メンバー全員が同一学校に在籍している場合に限り、地域クラブ活動の所属で参加することができる。複数の所属から出場することはできない。</p>
2 水泳競技	<p>1 地域クラブ活動からの参加要件</p> <p>(1)地域クラブ活動の登録所在地の都道府県から参加すること。できない場合は学校から参加すること。</p> <p>(2)地域クラブ活動で全国中学校水泳競技大会につながる予選大会に参加する場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。</p> <p>(3)全国中学校水泳競技大会につながる予選大会(郡市大会等も含む)の申込締切から本大会終了まで出場団体の変更はできない。</p> <p>(4)全国中学校水泳競技大会の要項にしたがうこと。</p> <p>2 その他</p> <p>在籍中学校もしくは地域クラブ活動のどちらから参加するかは、生徒(選手)および保護者の意向を尊重すること。</p>
3 バスケットボール	<p>※この細則は、必要に応じて毎年修正・改良を行う事とする。</p> <p>令和7年度地域クラブ活動の出場に関する細則を以下のようにする。なお、団体が大会参加を希望する場合には、都道府県中学校体育連盟と都道府県中学校体育連盟バスケットボール部が条件を満たしているか協議・確認をしたうえで参加を認める。</p> <p>【出場を認める条件】</p> <p>地域移行モデル地区や自治体主体で地域移行を進めるために設置されている、地域移行の受け皿となっている地域クラブ活動</p> <p>ただし、対象の地域クラブ活動は都道府県中学校体育連盟に加盟している単独又は複数の中学校単位で編成されており、日常的に活動が持続されている場合に限る。なお、複数の中学校から選手を選抜し、編成された地域クラブ活動の出場は認めない。</p>
4 サッカー	<p>1 地域クラブ活動(運営団体・母体となるクラブ)としてU-15チームがクラブユース連盟へ加盟登録していないこと。(※クラブユース連盟に所属しているクラブ内からは、いずれのU-15チームおよびセカンドチームも出場できない)</p> <p>2 学校団体ではない場合は、JFAへのチーム登録をしていること。</p>
5 ハンドボール	<p>1 各大会および予選大会(地区大会含む)への参加申し込み時にはチーム・選手共に日本ハンドボール協会への登録が完了していること。(二重登録は認めない。)</p>

	<p>2 参加地区は、日本ハンドボール協会への登録の際にチームの所在地とした場所とする。 (例)：代表者が神奈川県横浜市で登録するとチーム登録は横浜地区となる。</p> <p>3 チームは日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者のもとに適切に行われていること。また、指導者は(公財)日本ハンドボール協会の競技者及び役員倫理規定に基づく処分を受けていない者であることとする。</p> <p>4 日本ハンドボール協会が主催する全国クラブ大会および予選大会(地区大会含む)に参加した場合は中学校体育連盟が主催する全国中学校体育大会および予選大会(地区大会含む)への出場は認めない。</p> <p>5 地域クラブ活動で各都道府県中学校体育連盟が主催する大会に出場する場合、必ず代表者は、生徒の在籍する学校長に参加することを連絡し、承諾を得ること。(書面通知・書式の指定なし)。</p> <p>6 予選への参加のタイミング(地区・都道府県より)は各地区で異なるが、各都道府県中学校体育連盟のハンドボール専門部の規則・運営方法に準ずること。(大会参加打合せ等に必ず参加し状況に応じて大会運営にも協力すること)</p> <p>7 移籍について 移籍に関しては、日本ハンドボール協会の規定に基づいて可能だが、全中及び全国クラブ大会およびそれぞれの予選大会(地区大会含む)にエントリーした時点で他方の大会への出場は認めない。 (例) 予選に負けた時点でチーム移籍した場合、チームでの活動は認めるが、移籍先のチームが勝ち上がっていても大会はエントリー不可であり出場は認めない。</p> <p>※1 上記の条件を満たさない、または参加条件に虚偽があった場合は参加を取り消す場合もある。</p> <p>※2 この細則は、スポーツ庁、日本中体連、および日本ハンドボール協会より通達等があった際に、通達内容に合わせ加筆・修正・変更・見直しを行い、その都度公表する。</p> <p>※3 チーム、選手の大会参加について疑義が生じた際は、日本中体連ハンドボール競技部において審議し、決定及び通達をする。</p>
6 軟式野球	<p>中体連主催の大会に参加を希望する地域クラブ活動は、以下の条件を満たしていること。</p> <p>(1)継続的に活動し、都道府県軟式野球連盟に加盟している。</p> <p>(2)指導者は以下に示すいずれかの資格を保有している。</p> <p>①日本スポーツ協会公認コーチ1(軟式野球)</p> <p>②日本スポーツ協会公認コーチ3(軟式野球)</p> <p>③BFJ公認野球指導者基礎I(U-15)</p> <p>※ 監督が保有していることを条件とするが、保有していない場合には、コーチ(日常的に指導に関わり、メンバー登録される</p>

	<p>者)のうち最低1名が保有していること。</p> <p>(3)大会運営、審判員派遣の依頼に対応できる人員を確保している。</p> <p>※ 審判員については、「一般財団法人全日本野球協会 アマチュア野球規則委員会公認3級審判員」以上の保有を必須とする。</p>
<p>7 体操競技</p>	<p>1 大会参加について</p> <p>(1) 団体・個人ともに参加を認める。ただし、団体での参加の場合は団体選手の全員が、「地域移行モデル地区や自治体主導で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動」、「地域移行の受け皿となっているクラブ活動」又は同一学校に在籍していることを条件とする。</p> <p>(2) 予選大会への参加は、地域クラブ活動の都道府県中体連登録住所、および都道府県体操協会加盟住所からの参加を認める。</p> <p>(3) 都道府県大会までの予選大会の方法については、参加団体と個人の人数の都合など都道府県の実態に応じて行う。</p> <p>(4) 全国大会への団体出場枠について、大会の趣旨を考慮し以下の制限を設ける。</p> <p>①都道府県にブロック大会団体出場枠が複数与えられている場合、少なくとも1枠は学校登録団体とする。学校登録団体がない場合には地域クラブ活動登録団体から補充する。</p> <p>1枠の都道府県については優勝団体とする。</p> <p>②ブロックに全国大会団体出場枠が複数与えられている場合、少なくとも1枠は学校登録団体とする。学校登録団体がない場合には地域クラブ活動登録団体から補充する。1枠のブロックについては優勝団体とする。</p> <p>(5) 地域クラブ活動が団体として大会参加をする場合、クラブに所属していない同一校の他の生徒が学校団体として団体を組み大会に参加することはできる。ただし、同一校生徒により構成された2つの団体のうち上位団体のみがブロック大会に進むことができる。</p> <p>2 都道府県中体連登録について</p> <p>(1) 都道府県体操協会に加盟していることを条件とし、都道府県中体連への登録を行う。登録については都道府県中体連の登録要項に従う。</p> <p>(2) 登録は、地域クラブ活動の所在地で行う。加盟する体操協会と同一都道府県とする。</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 生徒の心身の健康を最優先に考慮し、中体連大会とジュニアクラブ大会が過密になる場合には出場する大会を丁寧に選び、生徒の負担が過剰にならないようにする。</p> <p>(2) 全ての大会において、大会準備・大会運営・審判業務に役員として協力しなければならない。要請がある場合は会議等にも参加する。また、中体連体操専門部員に準じる役職に就くこともあり得る。</p>

	<p>(3) 全ての大会において中体連体操専門部の規則、運営方針を尊重し、指示に従うこと。</p> <p>(4) 予選大会を含む全ての大会において、参加条件・申請内容に虚偽が判明した場合には参加を認めない。</p> <p>(5) 都道府県中体連登録以降に転校や地域クラブ活動を移籍する場合、予選大会で上位大会への参加権を獲得していない生徒は、転校先や移籍先からの大会参加は認めない。また、権利を得ている生徒については個人としての参加を認める。ただし、当該生徒の予選大会での得点が個人での予選通過得点を下回る場合には、参加は認められない。</p> <p>(6) 転校や地域クラブ活動移籍後の大会参加について、全国大会終了後に関しては都道府県中体連体操専門部の判断に委ねる。</p> <p>(7) 一緒に活動する団体を複数の地域クラブ活動として都道府県中体連に登録することはできない。</p> <p>(8) 複数の地域クラブ活動が一つの団体として都道府県中体連に登録することはできない。</p> <p>(9) 地域クラブ活動として中体連主催の大会に参加する場合には、当該生徒の所属校長に報告をすること。都道府県中体連から指示がない場合には、書面で通知する（書式任意）。</p> <p>(10) 体操競技部細則については、必要に応じて見直しを行っていくこととする。</p>
<p>8 新体操</p>	<p>地域クラブ活動より全国中学校体育大会を含む予選大会に出場する場合は、以下の条件を満たしていること。また、各予選会の実施方法、参加方法については都道府県中体連の開催基準に従うことを条件とする。</p> <p>(1) 予選大会は地域クラブ活動の都道府県中体連および都道府県体操協会の登録住所からの参加を認める。 ※ 所属団体の所在地と登録する都道府県は同じであることとする。</p> <p>(2) 予選大会は選手の所属学校または選手の所属する地域クラブ活動の都道府県から出場できる。重複して異なる地域からの出場は認めない。地域クラブ活動の場合は、加盟した都道府県より出場できる。</p> <p>(3) 予選大会のエントリーは監督及び選手は一人につき一所属とする。 ※1 選手は所属クラブと在籍学校の重複エントリーはできない。同所属からのエントリーのみ個人、団体の両方に出場することができる。 ※2 予選大会の監督は上記（2）の登録を済ませている者で、他の所属の監督としては予選大会に参加できない。</p> <p>(4) 令和7年度の団体選手は全員が、「地域移行モデル地区や自治体主導で地域移行を進めるために発足した地域移行クラブ活動」、「地域移行の受け皿となっているスポーツ団体等」又は同一学校に在籍していることを条件とする。</p> <p>(5) 団体の出場については、各所属から1チームのみとする。同</p>

	<p>一中学校からの部活動とクラブチームの2チーム出場は、同じ学校から2チームとみなすため出場は不可とする。</p>
<p>9 バレーボール</p>	<p>1 全国大会と全国大会につながる予選に参加できるチーム 地域クラブ活動 ※中学校の部活動チームが大会に参加する場合、その中学校の生徒のみで編成された地域クラブ活動の参加は認めない。</p> <p>2 地域クラブ活動 (1) ~ (9) の全ての条件を満たすこと (1) (公財) 日本中学校体育連盟からの『令和5年度からの全国中学校体育大会への地域クラブ活動の参加条件について「全国中学校体育大会開催基準 7 参加資格 参加資格の特例」』に記載されている内容を網羅していること。 (2) JVA-MRS のチーム登録が完了していること。 (3) 所在地が明確であること。 (4) 募集要項やホームページ等で公募していること。 (5) 年間を通じて、日常持続的(週単位)に練習している場所と所在地が一致していること。資格を有する者が指導に当たっていること。 ※但し、~2025年(令和7年)3月31日までの期間は資格取得期間とする。 (6) JSP0 公認の指導者(成人の指導者)が常時指導に当たっていること。 (7) チームや団体として規約があること。 (8) JVA-MRS の個人登録が完了していること。 (9) 各種大会に大会役員として派遣できる指導者がいること。</p> <p>3 地域クラブ活動の大会参加に向けての中学校体育連盟登録について (1) 登録…各自治体によって中学校体育連盟の登録窓口が異なるので確認のこと。 各都道府県中学校体育連盟または各都道府県中学校体連バレーボール専門部(地区によっては専門部ではなく競技部という名称) (2) 認定方法…下記の2点を基本とし審査する。 ① JVA-MRS でのチーム登録 ② 各都道府県からの様式による「登録申込書」の提出 (3) 申込期間…各都道府県中学校体育連盟もしくは中学校体育連盟バレーボール専門部が設定した期間とする。 ※更新期間は各都道府県の事情により異なり、毎年更新するので確認すること。</p> <p>4 大会出場について (1) 全ての選手・スタッフは、各都道府県大会予選より全国大会まで、一人同一のチームの登録とし、複数のチームから出場することはできない。 ※これに違反した場合は、「当該選手・スタッフは次年度の大会出場不可とする。」</p>

	<p>会参加は不可」・「本大会の結果を全て無効する」等の罰則が発生する。</p> <p>5 大会運営について 参加する地域クラブ活動から、必ず大会の運営役員を選出すること。今後、各都道府県中学校体育連盟バレーボール専門部内での役職（総務・競技・審判・強化・普及委員会等）に地域クラブ活動の指導者にも、専門部の運営をしていくことになる。</p> <p>6 選手の移籍について 地域クラブ活動については、各都道府県中体連が設定した期間の登録申請後の移籍は認めない。但し、一家移転など、やむを得ない場合は、都道府県バレーボール専門部に地域クラブ活動を通じて申請すること。</p> <p>7 その他 都道府県バレーボール専門部ごとに、大会参加に関する細則を加えることができる。</p>
10 ソフトテニス	<p>1 「全国中学校体育大会」における「参加資格の特例」の内容を満たすこと。</p> <p>2 中体連の活動や本大会の目的を踏まえ、勝利至上主義の活動・参加とならないように十分に留意すること。</p> <p>3 参加する地域クラブ活動においては、本大会に出場するために設立されたものではなく、「地域」における継続的なスポーツ活動を確保しようとする目的のものであること。</p> <p>4 地域クラブ活動には、必ず（公財）日本スポーツ協会公認の「コーチ1」以上の資格を有する者が在籍しており、大会においてベンチ入りする者はその資格保有者であること。（ただし、当該年度は取得中の者でも可とする）</p> <p>5 本細則に加えて、各ブロックや都道府県で細則を付け加えることができる。</p> <p>附則 この細則は、令和7年度から適用する。</p>
11 卓球	<p>1 地域クラブ活動の参加細則</p> <p>(1) 日本スポーツ協会公認スポーツ指導者（卓球公認コーチ1以上）が必ず1名は在籍していること。</p> <p>(2) 大会への参加を希望する地域クラブ活動の構成員は日本卓球協会、各都道府県卓球連盟、各都道府県中体連の登録及び年会費の支払いを行うこと。</p> <p>(3) 代表者、参加要件を満たすために在籍している日本スポーツ協会公認スポーツ指導者（卓球公認コーチ1以上）及び選手は、他の地域クラブ活動に重複して登録できない。</p> <p>(4) 団体戦に参加できる地域クラブ活動は、「地域移行モデル地区や自治体主導で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動」又は「地域移行の受け皿となっている地域クラブ活動</p>

	<p>等」とする。ただし個人戦のみに参加を希望する地域クラブ活動に関しては地域移行の証明を求めない。地域移行されたスポーツクラブかどうかの判断は都道府県中体連に任せる。</p> <p>2 ブロック大会、都道府県大会、地区予選会の参加申し込みの要件 各都道府県体育連盟の判断に任せる。</p> <p>3 全国中学校卓球大会参加申し込みの要件 (1) 監督・指導者（コーチ）・選手は当該地域クラブ活動の構成員とする。 (2) 当該地域クラブ活動の構成員が全国大会に出場する際、重複して他の地域クラブ活動等や中学校の監督・指導者（コーチ）・選手になることはできない。</p>
12 バドミントン	<p>日本中学校体育連盟バドミントン競技部『地域クラブ活動の参加細則』</p> <p>1 参加を認める種目 (1) 男・女団体戦、男・女個人戦（シングルス・ダブルス）とする。 (2) シングルス・ダブルスを兼ねて出場することはできない。</p> <p>2 地域クラブ活動の要件 (1) 地域クラブ活動の所属員は、代表者・事務担当者（日本バドミントン協会・都道府県協会登録の際の管理者）・指導者・所属中学生とする。所属中学生以外は、成人（20歳以上）とする。 (2) 1つの活動母体から登録できるのは1チームのみとする。</p> <p>3 地域クラブ活動の所属員 (1) 所属中学生 ① 当該年度の夏季全国大会出場につながる大会（地区大会、都道府県大会、ブロック大会等）に出場できるのは、一人1回のみである。 ② 夏季全国大会出場につながる最初の大会への出場後の移籍変更はできない。 ③ 指導者を除く地域クラブ活動の所属員は、他の地域クラブ活動に重複して登録はできない。</p> <p>4 協会登録について (1) 大会への参加を希望する地域クラブ活動の所属員は、日本バドミントン協会・都道府県協会会員登録及び年会費支払いを行うこと。 (2) 協会登録の際の注意点 ① 「団体登録申請書」において、 (ア) 代表者：協会登録の際に協会登録システム上の『代表者』として位置づける (イ) 事務担当者：協会登録の際に協会登録システム上の『管理者』として位置づける ② 協会登録する際に、当該地域クラブ活動の代表者・事務担当者・所属中学生は、重複して他の地域クラブ活動や中学校において代表者・事務担当者登録や中学生登録はできない。</p> <p>5 『指導資格を有する指導者』の資格要件について (1) 地域クラブ活動の指導者は、日本バドミントン協会公認審判員資格（3級以上）を取得していること。（取得が困難な場合は、都道府県の審判講習会に参加すること） (2) 令和7年度末までに日本スポーツ協会公認スポーツ指導者（バドミントン）資格所持者が最低1名は所属している</p>

	<p>こと。(令和8年度からは、必ず資格所持者が最低1名は所属していること)</p> <p>①短期間で取得が困難な場合は、団体登録後3年以内に取得することを可とする。</p> <p>②コーチングアシスタント、スポーツリーダー、スタートコーチ、他競技の指導者資格、スポーツ少年団スタートコーチも含む。</p> <p>6 ブロック大会・都道府県大会・地区予選会の参加申込の際の要件 各主催中学校体育連盟の判断に委ねる。</p> <p>7 全国大会参加申込の際の要件</p> <p>(1)監督・マネージャー(生徒)・外部指導者(コーチ)、個人戦入場許可申請者(成人)は、当該地域クラブ活動の所属員代表者・事務担当者・指導者・所属中学生)とする。</p> <p>(2)当該地域クラブ活動の所属員(代表者・事務担当者・指導者)が、全国大会に出場する際、重複して他の地域クラブ活動や中学校の監督・マネージャー(生徒)・外部指導者(コーチ)、個人戦入場許可申請者(成人)になることはできない。</p>
13 ソフトボール	<p>【留意事項】</p> <p>1 予選段階で敗退したチームの選手が別のチームで再出場することはできない。</p> <p>2 同一大会で複数のチームの監督・コーチ・引率者等を務めることはできない。</p> <p>3 登録規定上、都道府県大会からの出場を基本とするが、下部大会からの出場については、チーム及び各都道府県の実態に応じて、各都道府県中学校体育連盟が決定する。 また、出場チーム決定方法や出場チーム数などについても同様とする。</p> <p>4 「学校部活動から移行した地域部活動」や「休日と平日の扱いが異なるチーム」等については、その事業主体・実施主体や活動状況を各都道府県中学校体育連盟が判断し、学校部活動として扱うこともできるものとする。その場合は、構成が中体連の学校部活動の合同規程もしくは拠点校部活動の要件を満たしていることとする。</p> <p>令和7年4月1日 適用</p>
14 柔道	<p>1 公益財団法人日本中学校体育連盟(以下、中体連)が定めた「全国中学校体育大会開催基準 7参加資格 参加資格の特例」に記載されている通りの手続きを行い、遵守する。</p> <p>2 全国中学校柔道大会(以下、全中大会)における地域クラブ活動の参加細則を次の通りとする。</p> <p>(1)各都道府県柔道連盟(協会)を通して全柔連に加盟、登録を済ませている。加盟、登録上、届け出をしている所在地の都道府県で参加することができる。</p> <p>① チームとして「団体登録」を済ませている → 団体戦に出場可</p> <p>② 競技者として「競技者登録」を済ませている → 個人戦に出場可</p> <p>③ 同一年度中は、最初に参加した所属チームからの変更は認めない。</p>

	<p>※ 中学校部活動の場合、転校等による所属の変更について、一部、参加制限がある。</p> <p>(2) 大会の引率、監督、帯同コーチは、全柔連公認指導者資格を有していなければならない。</p> <p>(3) 柔道修業期間を6カ月以上経過した中学生のみ、大会に参加することができる。</p> <p>3 地域クラブ活動の指導者は、大会参加にあたり、各地区中体連が主催する説明会や研修会等に、必ず出席しなければならない。</p> <p>4 大会参加にあたり、上記参加資格特例条件に対して虚偽、違反、逸脱行為が発覚した場合は、同一年度の地域クラブ活動の大会参加資格を取り消し、チーム及び該当所属選手ともに令和7年度内の参加を認めない。</p>
15 剣道	<p>1 地域クラブ活動の参加について以下の細則を設ける。</p> <p>(1) 都道府県中体連に登録し、参加を認められていること。</p> <p>① 団体戦については、「地域移行モデル地区や自治体主導で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動」、又は「地域移行の受け皿となっているクラブ活動」とする。</p> <p>② 個人戦については、所属する地域クラブ活動からの参加とする。</p> <p>③ 参加の許可については、都道府県中体連及び都道府県中体連剣道専門部が確認を行い判断する。</p> <p>(2) 所属する地域クラブ活動に登録する所在地の地区中体連の予選会から参加する。</p> <p>(3) 監督は、地域クラブ活動の指導者とする。</p> <p>(4) 年度当初に所属中学校もしくは地域クラブ活動のどちらから参加するかを申告する。期間は1年とし、毎年更新する。年度途中で変更することは認めない。</p> <p>(5) 3年間同一団体から出場することが望ましい。</p> <p>(6) 団体戦・個人戦ともに同一団体からの出場とする。(例えば、団体戦は学校から、個人戦は地域クラブ活動からという参加は認めない。)</p> <p>(7) 地域クラブ活動からの出場は、団体戦については1団体1チームのみとし、同一団体から複数チームの参加はできない。個人戦の1団体の出場枠は各大会の規程による。</p> <p>2 その他</p> <p>(1) 上記細則は、令和7年度の規程とし、以降修正を加えることができる。</p>
16 相撲	<p>1 【参加条件】</p> <p>地域クラブ活動からの参加について以下の条件の下、地域クラブ活動からの参加を認める。</p> <p>(1) 『参加資格特例◎(2)①オ当該競技を管轄する中央競技団体もしくは都道府県競技団体に登録されていること。かつ同じ内容で都道府県中学校体育連盟に登録していること』(登録費については、都道府県中体連の方針による)を厳守する。</p>

	<p>(2)地域クラブ活動から出場する場合は地域クラブ活動が設置されている都道府県からの参加とする。(できない場合は学校からの参加となる 【注意事項※1・※2参照】)</p> <p>(3)地域クラブ活動から団体に出場した場合は個人も地域クラブ活動の地区(都道府県)から参加とする。(逆も同様)</p> <p>(4)地域クラブ活動からの参加については、引率及び監督を以下のようにする。</p> <p>①地域クラブ活動から参加する場合は、代表者の押印をする。</p> <p>②監督は、地域クラブ活動の代表者が命じた指導者として責任者の押印をする。</p> <p>③引率の際は、指導者(監督)、保護者が責任をもって引率をする。</p> <p>(5)運営側は中学校部活動からのエントリーか地域クラブ活動からのエントリーか、移籍や二重登録の有無を確認し不正があれば参加を認めない。</p> <p>2【注意事項】</p> <p>※1 他県の地域クラブ活動に通っている場合で、在籍する中学校のある都道府県中体連が他県の大会への出場を認めている場合や、受け入れる都道府県中体連が他県からの参加を認めている場合は、地域クラブ活動から他県の予選に出場できる(団体・個人とも)。ただし、地域クラブ活動のチームでA県から出場し、個人で地元B県から出場することはできない。私立中学校からのエントリーと同様に扱う。また逆もできない。また、地域クラブ活動から出場する場合、地域クラブ活動からも中体連登録と相撲連盟登録を行う。</p> <p>※2 ※1の通り、他県の地域クラブ活動から他県の大会に出場できる場合、</p> <p>(ア)所属する地域クラブ活動がその県の中体連にクラブの登録を行っていること。</p> <p>【参加条件②】</p> <p>(イ)地域クラブ活動から出場する選手を明確にしておくこと。(以下※4に補足)(ア)(イ)をもって、他県の選手も含め中体連登録が済んでいるとみなす。</p> <p>※3 地域クラブ活動から出場する場合は(公財)日本相撲連盟に会員登録をし、エントリーの際に登録番号と在籍校名を記入する。</p> <p>※4 地域クラブ活動からエントリーの場合も所属学校名は併記する。</p>
17 スキー	<p>各都道府県予選大会を含む全国中学校体育大会の参加について以下の条件の下、地域クラブ活動の参加を認める。また、各予選大会の実施方法、参加方法については、各都道府県中学校体育連盟の開催基準に従うことを条件とする。</p> <p>1 参加する地域クラブ活動においては、本大会に出場するために設立されたものではなく、「地域」における継続的なスポーツ活動を確保しようとする目的のものであること。</p>

2 都道府県中体連の登録について

- (1) 参加を希望する地域クラブ活動の所在地と主な活動場所は、予選大会に参加を希望する都道府県中学校体育連盟と同一であること。
- (2) 参加を希望する都道府県の中学校体育連盟の審査を受け、承認されて予選大会に参加していること。

3 指導者について

- (1) 指導者は、「令和7年度全国中学校体育大会運営の基本と大会開催基準」の趣旨を理解し、学校教育活動の一環であること、大会参加の目的が競技力強化ではなく競技普及であることを理解し指導にあたっていること。
- (2) 全日本スキー連盟が認定する、「JSP0 公認スポーツ指導者スキー・スノーボードコーチ1」の資格を有する指導者が、年間を通じて日常持続的に指導に当たっていることが望ましい。
- (3) 地域クラブ活動の指導者は、他の地域クラブ活動の指導者や、中学校の外部指導者として各都道府県予選大会を含む全国中学校体育大会へ参加できない。

4 全日本スキー連盟への登録

- (1) 地域クラブ活動に所属する選手は、全日本スキー連盟会員登録、ならびに、競技者登録を完了していること。
- (2) 会員登録、ならびに、競技者登録の加盟団体（都道府県）・クラブ名は、地域クラブ活動と異なってもよい。
- (3) 全日本スキー連盟はクラブなどの団体登録をおこなっていないので、地域クラブ活動としての登録は必要ない。

5 大会出場について

- (1) 地域クラブ活動の指導者、ならびに、選手は、都道府県予選大会から同一でなければならない。
- (2) 同一年度内に選手が登録できる地域クラブ活動は1クラブとし、地域クラブ活動への二重登録、ならびに、複数都道府県予選大会への出場は認めない。
- (3) 都道府県中学校体育連盟専門部の求めに応じ、地域クラブ活動は大会運営や県選手団運営に協力すること。
- (4) 各都道府県予選大会を含む全国中学校体育大会へ参加する当該生徒の所属校長に、地域クラブ活動から書面で報告すること。（書式任意）

(5) クロスカントリーリレーについて

- ・以下の2つの要件を満たす場合は、地域クラブ活動の登録所在地の都道府県より参加することができる。
 - ①「地域移行モデル地区や自治体主導で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動」、「地域移行の受け皿となっている地域クラブ活動」又は登録メンバー全員が同一学校に在籍している場合
 - ②1団体から複数チームの参加は認めない

6 都道府県をまたいだ大会参加については、以下の2つの要件を満たす場合は、地域クラブ活動の登録所在地の都道府県より参加

	<p>することができる。</p> <p>(1) 「地域移行モデル地区や自治体主導で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動」又は、「地域移行の受け皿となっている地域クラブ活動」に在籍している場合</p> <p>(2) 在籍している学校に希望する部活動がないこと等の場合において、都道府県中学校体育連盟が都道府県をまたいだ大会参加を認めている場合。</p> <p>7 その他</p> <p>(1) 大会参加にあたり、上記細則に対して虚偽、違反、逸脱行為が発覚した場合は、各都道府県スキー専門部、ならびに、日本中体連スキー競技部で協議し、参加資格の取り消し、競技記録の抹消、次年度登録の禁止など、適当な処分を下す。</p> <p>(2) 都道府県中学校体育連盟スキー専門部ごとに、予選大会参加に関する細則を加えることができる。ただし、全国中学校体育大会参加にあたっては、このスキー競技部細則を遵守する。</p>
18 スケート	<p>1 日本スケート連盟及び各都道府県中体連登録者であって、各都道府県の予選会を通過、又は要項に記載の出場制限を満たし、参加資格を得たもの。</p> <p>2 日本スケート連盟登録名で大会参加申し込みをする。(選手や保護者の意向によりクラブチーム名でも学校名でも可)</p> <p>3 フィギュアスケートについては、「選手が在籍する中学校所在地の都道府県より出場」すること。</p>
19 アイスホッケー	<p>1 全国中学校アイスホッケー大会に参加する地域クラブ活動は、(公財)日本アイスホッケー連盟に登録しているチームとする。</p> <p>2 全国中学校アイスホッケー大会に参加する地域クラブ活動は、(公財)日本アイスホッケー連盟に登録しているチーム所在地の都道府県中体連へ登録もしくは参加申請し、認定を受けるものとする。</p> <p>4 全国中学校アイスホッケー大会に参加する地域クラブ活動の監督および引率責任者は、日本スポーツ協会が認定する指導者資格を有する者とする。</p> <p>5 地域クラブ活動に所属し全国中学校アイスホッケー大会に参加する者は、その年度の指定された期日までに、当該の地域クラブ活動に所属する選手として、(公財)日本アイスホッケー連盟に登録をする。期日を過ぎて登録をした者の参加は認めない。</p> <p>6 全国中学校アイスホッケー大会に参加する地域クラブ活動は、(公財)日本中体連アイスホッケー競技部および大会実行委員会の意向を尊重し、その指示に従うものとする。</p> <p>※1 この細則は、令和7年4月1日より適用する。</p> <p>※2 この細則は、「全国中学校体育大会開催基準」の変更に伴い、加筆修正できる。</p> <p>※3 この細則は、アイスホッケー競技部で、今後も検討を続けていく。</p>